

令和 5 年度第 1 回  
権 利 擁 護 部 会

議 事 錄

日 時：2023 年 8 月 9 日（水）午後 3 時 10 分 開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第二常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度の第1回権利擁護部会を開催させていただきます。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉・生活支援課長の高橋でございます。本日も、よろしくお願ひいたします。

議事に入る前までの間、進行を務めさせていただきたいと思います。

本日は、ワン・オールの赤杉委員がご都合によりご欠席されておりますけれども、委員総数13名中12名の委員にご出席をいただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定します定足数を満たしまして、本会議が成立することをご報告させていただきます。

また、当部会は公開でございまして、傍聴席を設けております。

また、記者席も設けさせていただいております。

皆様のご発言につきましては、会議録として整理をいたしまして、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おきいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、先ほどの会議からの引き続きになりますが、ご発言の際は、速記の関係上、マイクをご使用いただくようによろしくお願ひいたします。

## 2. 挨 捶

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、改めまして、権利擁護部会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局地域生活支援担当部長の東館よりご挨拶を申し上げます。

○東館地域生活支援担当部長 保健福祉局地域生活支援担当部長の東館と申します。

本日は、大変お忙しい中、また、非常にぐったりするような蒸し暑い天気の中、皆様には本部会にご出席くださいまして、本当にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から札幌市の福祉行政にご理解、ご協力を賜りましたことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本部会におきましては、次期の札幌市の地域福祉社会計画の策定に向けて、成年後見制度などの権利擁護に関する事項につきまして、昨年度から2度にわたり、ご審議をいただいております。

本日は、そういう中でいただいたご意見なども踏まえまして、次期の計画に盛り込む計画案的なものを作成してお示ししておりますので、ご審議のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、ここで、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、令和5年度第1回権利擁護部会の次第、本日の座席表、委員名簿と続きまして、

資料1の第5期札幌市地域社会福祉計画の骨子（案）について、資料2-1の札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り（案）、資料2-2の権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進（案）、そして、最後に、資料2-3の成果指標（案）でございます。

以上が本日の資料でございますが、皆様、不足等はございませんでしょうか。

もし進む中で足りないページ等がございましたら、お知らせいただければと思います。

続きまして、委員、オブザーバーの交代がございましたので、ご報告させていただきます。

まず、医師会からご就任いただいている委員に交代がありまして、清水委員が今回初めてのご出席になります。

ただ、さきに開催いたしました成年後見推進協議会の委員と兼務となっておりますので、自己紹介は省略させていただきたいと思います。

続きまして、オブザーバーとしてご出席いただいている札幌家庭裁判所の満田悟様が今回からのご出席となります。

満田様には自己紹介をいただきたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

○満田判事 満田と申します。

裁判官になって11年ぐらいたしまして、札幌家裁では、今年から後見制度を担当させていただくことになっております。

今日はオブザーバー参加ということですけれども、いろいろと意見を聞かせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） ありがとうございます。

それでは、今後の進行につきましては、畠部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

### 3. 議 事

○畠部会長 ここからの進行を務めさせていただきます部会長の畠でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

今回は、議事自体は一つになりますて、次期札幌市地域福祉社会計画における成年後見制度利用促進の計画案についてで、資料としては多くなるのですけれども、一通り説明をいただいた上で、皆様より、ご意見、ご質問をいただきたいと考えております。

それでは、事務局より、それぞれ資料1から資料2-3まで説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明をさせていただきます。

まず、前回までの簡単な振り返りから始めさせていただきたいと思います。

これまでの権利擁護部会でも説明をさせていただいていたとおり、次期計画につきましては、札幌市地域福祉社会計画の施策として位置づけられることとなります。

まず、資料1をご覧ください。

こちら、資料1は、6月に行われました地域福祉社会計画審議会でお示しをした地域福祉社会計画の骨子（案）となっております。

こちらの1にありますような札幌市の地域福祉を取り巻く現状と課題、それから、2にある地域福祉をめぐる計画改定に関連する国の動向などを踏まえまして、3にありますとおり、次期地域福祉社会計画では、地域共生社会の実現を目指すことを基本理念とともに、複雑化する地域福祉課題に対応するため、様々な主体の連携による地域福祉の推進を基本目標の一つとして定めております。

資料の2枚目をご覧ください。

こちらは、骨子案を抜粋したものになるのですけれども、前回までの権利擁護部会で、地域福祉社会計画の基本理念、それから、基本目標を説明させていただきまして、成年後見制度の利用促進は基本目標Ⅱの施策として位置づけられること、さらに、主な取組としては、資料の右枠内にありますけれども、5-1、地域連携ネットワークづくりに向けた取組みなど、七つを設定するところまでお示しをして、様々なご意見をいただいておりました。

今回の権利擁護部会では、いただいたご意見や現計画の振り返りなどを踏まえまして、実際の計画における掲載に近い形で案を示させていただきます。

なお、地域福祉社会計画審議会の場では、施策5につきましては、権利擁護部会で議論をさせていただく旨、ご説明をさせていただいております。

次に、現在の成年後見制度利用促進基本計画の振り返りについて説明をいたします。

資料2-1をご覧ください。

次期地域福祉社会計画にも現計画の振り返りは掲載される予定となっております。2021年に策定しました札幌市成年後見制度利用促進基本計画では、「一人ひとりの意志と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を基本理念として、市、関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら権利擁護支援に取り組んでいくことで、全ての方が安心して生き生きと暮らし続けられる共生社会の実現を目指しています。

このような基本理念を実現するため、以下に三つの基本目標を立てまして、基本目標達成のため六つの施策を展開していくこととしております。それで、本計画の成果を客観的に評価するため、五つの指標を設定しています。

それぞれの指標の実施結果を見ていきたいと思います。

枠の中をご覧ください。

まず、基本目標1は、権利擁護のための体制整備と地域連携ネットワークの構築のため、2021年度末までに中核機関の設置及び協議会の設置を指標としております。

枠の右側の実施結果としましては、2022年3月に中核機関として札幌市成年後見推進センターを設置し、2022年度から札幌市成年後見推進協議会を設置しております。

続きまして、次のページ、基本目標2では、制度利用につながる情報提供や相談の実施、

成年後見制度利用支援事業の推進、後見人となる人材の育成・活用、適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備という施策のために三つの指標を設定しておりました。

指標の一つ目は、成年後見制度の認知度という指標になっておりまして、制度の内容まで知っている人の割合を2023年度末までに33%にするものを目指すものでけれども、こちらは昨年度末時点では35.5%と既に達成しております。

少し指標の話からは外れるのですけれども、昨年度の権利擁護部会で、市民意識調査の認知度の設問と制度を利用したいと思うか思わないかという設問の相関関係があるかないかという質問をいただいたので、こちらを確認いたしましたところ、制度の名称も内容も知っていたという方のうち、制度を利用したいと思う人の割合は40.1%となっておりまして、名称は知っていたが、内容まで知らなかつた人が31.9%、制度を知らなかつた人は35.6%であったことと比較しますと、認知度と制度を利用したいか、したくなきかについては、一定の相関関係があるというふうには考えられます。

また、任意後見の認知度を知りたいといったご意見もいただいておりましたので、今年度の市民意識調査から、法定後見と任意後見があるということを知っているかという設問も追加する予定となっております。

現計画の振り返りに戻らせていただきます。

二つ目が権利擁護支援に関する研修受講人数という指標になっておりまして、2023年度末までに3,000人の受講を目指すものでけれども、2022年度末時点の研修受講人数は1,200名となっております。

三つ目が本人・親族申立ての報酬助成件数で、2023年度末までに330件を目指すものとなっておりますが、実績としましては、2022年度末時点では325件となっております。

続きまして、基本目標3では、後見人を支援する仕組みづくりのために二つの指標を設定しております。

一つ目が後見活動等に関する相談対応、二つ目がチーム構築の支援で、いずれも2021年度末までに実施することを目指すものでけれども、成年後見推進センターでは昨年度から市民後見人に対する相談受付を開始しております、チーム支援についても取組を始めています。

以上、現計画が目指していた成年後見制度利用促進のための体制整備の取組につきまして、おおむね計画どおり進めることができていると考えています。

次期計画では、このような現状を踏まえまして、成年後見制度をはじめとした権利擁護をさらに推進していく必要があります。

次のページの資料2-2は、地域福祉社会計画に実際に掲載するイメージで、施策5、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進の現状と課題、施策の方向性、主な取組についての案をお示ししております。

こちら、順番に説明をさせていただきます。

まず、現状と課題ですけれども、こちらの現状としましては、国で成年後見制度利用促進基本計画が策定されたことを受けて、札幌市でも2021年3月に札幌市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見推進センターを設置したといった、これまでの取組について、前段で触れております。

後半の下6行目からになるのですけれども、高齢化の進行や、それに伴い権利擁護支援のニーズはより高まるといった状況を踏まえ、引き続き、関係団体や法律や福祉の専門職等と連携を重ね、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めていく必要がある、こういった形でネットワークの強化であったり、さらなる制度利用を促進していくことを表現しております。

続きまして、施策の方向性としましては、3項目としております。

一つ目が普及啓発、二つ目は利用支援ですけれども、こちらにはネットワークの構築や相談支援といったものが広く含まれます。三つ目が担い手確保、育成や、後見人の支援についての方向性になっております。

それでは、次に、主な取組を順に説明していきたいと思います。

まず、(1)は、地域連携ネットワークづくりに向けた取組です。

こちら、前半で、地域連携ネットワークの必要性と協議会の設置など、これまでの取組について記載をしております。後半の4行下の「さらに」以降で、昨年度、協議会や部会で話し合われた、いわゆる小さな圏域でのネットワーク構築などを想定して、顔の見える関係性の構築という表現をしております。こちらは、ネットワークを今後強化していくことを取り組んでいくということで、レベルアップ事業にさせていただいております。

続きまして、(2)は、制度周知の広報活動になっております。

広報活動に関しましては、前回までの部会においても、本当に様々なご意見をいただいております。

認知度が低い年齢層に対して広報が必要であるという広報の対象に対するご意見であったり、財産管理だけの制度ではなくて、いわゆる意思決定支援などをしていく制度であるということをPRしていくといったことが必要といった広報の内容に関する意見、また、具体的なイメージができるようにロールモデルを示して周知を行うといった広報の方法、手段に関するご意見などをいただきました。

また、困難事例に関する研修の要望があるといったご意見もいただいております。

計画にはあまり具体的なことを記載するのではなくて、こちら、記載の内容としましては、広報の必要性について記載をしておいて、計画に基づいて実際に取組を実施していく中で、こういったご意見を参考にさせていただきたいと思います。

(2)の本文は、前半が一般の方向けの広報を行っていくこと、後半が関係機関の職員に対する研修を実施するという内容になっております。

続きまして、(3)は、制度利用につながる相談支援・体制整備です。

こちらは、前半が成年後見推進センターや各機関で相談対応が行われている現状を記載

しておりますが、後半が昨年度からセンターで取組を始めましたチーム化推進支援について今後取り組んでいくという内容になっております。

続きまして、（4）は、成年後見制度利用支援事業の実施です。

こちらは、前半が市長申立て、後半は報酬助成について、今後も実施していくといった内容になっております。

（5）は、日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援です。

日常生活自立支援事業の利用促進につきましては、これまでの部会でもご意見をいただいているおりますけれども、本文の前半で、日常生活自立支援事業の利用促進に取り組むこと、後半で、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行のため、成年後見推進センターと社会福祉協議会との連携を強化することを記載しております。

次に、（6）は、後見人となる人材の確保・育成・支援です。

こちら、前半は、市民後見人を養成していくことを記載しておりますけれども、次のページに行って、後半2行は、「実際に活動中の市民後見人に対するサポート体制を構築し、市民後見人として活躍できる機会を増やすことを目指します」としております。これは、市民後見人が活動する際のサポートが職員の業務負担になっているという現状を踏まえまして、適切なサポート体制を構築して市民後見人の活躍を目指すというレベルアップ事業にしております。

最後に、（7）は、後見人に対する支援となっております。

こちら、前半は、現在も行っている親族後見人に対する支援に取り組むという内容ですけれども、次期計画は6年間の長期の計画となりますので、親族後見だけではなくて専門職後見人への支援についても触れる考えを考えております。

また、個人で対応が困難なケースに対しては、法人後見実施団体を紹介するといった形の後見人支援が考えられることから、専門職後見人への支援や法人後見実施団体との連携を実施することも加えています。

次に、次のページの資料2-3は、施策5の指標についての資料となっております。

現在の地域福祉社会計画では、基本的に施策一つに対して指標一つの設定になっております。また、次期地域福祉社会計画では、指標はなるべく活動指標的ではなくて成果指標的な指標を設定することを予定しています。

以上、2点を踏まえまして、次期計画では認知度を指標として、現在の35.5%から2029年度末までに50%にすることを目標としたいと考えています。

広報や研修という活動を行った成果として、制度の認知度が上げられるということで、認知度を指標にしております。

先ほど、認知度と制度利用の相関関係が見られるといった結果からも、認知度向上が制度利用につながると期待されます。

説明は、以上となります。

○畠部会長 結構、資料が多くなっておりますので、もしかしたらすぐにはご意見を出し

ににくい部分があるかもしれませんけれども、前回が令和4年度の権利擁護部会ということで、3月24日だったかと思いますが、もう早くも半年近くたってきている状況がございます。今年度は今日とあと1回の開催というところで、議論できる機会が非常に限られておりますから、ぜひ皆様から積極的なご意見をいただければと考えております。

それでは、皆様よりご意見、ご質問、いかがでしょうか。挙手にてお願ひしたいと思います。

○菱谷委員　社会福祉協議会常務理事の菱谷でございます。

気になっている点がありますので、この場で意見を言わせていただきたいと思います。

主な取組の（1）地域連携ネットワークつくりに向けた取組は、たしか前回も議論があって、そのときも私は同じ発言をさせていただいた記憶がありますが、前提としましては、必要な人に必要な支援をということでいうと、さっきのワードでいきますと、いろいろな地域単位での取組が大事だということは当たり前の話ですし、顔の見える関係ももちろん大事なことだという理解をした上で、私は、そのときも二つの観点を言わせていただきました。

一つ目は、各地域には福祉課題や地域課題を解決するネットワークが幾つかあります。例えば、お年寄りの問題で言いましても、地域ケア会議もそうですし、生活支援体制整備事業の協議会もそうですし、障がいの部分でも持っていますし、例えば、要対協をはじめ、児童の部分でも持っています。地域からは、同じような方々がお忙しい中で出てきているという中で、新たにこの地域連携ネットワークをどういうふうに構築して位置づけていくのかというリアリティーが、この文章だけだと、そのとおりだけれども、なかなか伝わってこないなということが懸念としてございます。

二つ目としまして、さっきの協議会でもいろいろ議論がありましたとおり、ここで3フレーズ目に、地域連携ネットワークをより効果的に機能させて、中核機関であるセンターがコーディネートの役割を担うとあります。もちろん、こういう図式になるのはそんなに逸脱した表現ではないのですけれども、さっきの協議会でも議論になりましたように、中核センター自体も相談件数が増え、いろいろな形での作業が増え、そして、例えば、PR事業もこれからますます積極的に展開しという部分で、先ほど予算のご心配のご意見もありましたけれども、体制にも限界がある中、ここら辺に対する役割を具体的にどういうふうにやっていくのだろうというのがなかなか見えないです。お題目はいいのですけれども、そういったものが見えない中で、こういうことの書きぶりというのは本当にリアリティーを持って捉えられるかどうかを心配しているのですから発言をさせていただきました。

もう少し事務局からご説明をいただきたいと思います。

○畠部会長　私からもありますけれども、今、事務局からとありましたので、事務局から発言いただける部分があれば説明をお願いいたします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長）　前回の権利擁護部会でも小さな圏域のネットワ

ークの構築のイメージがつかみにくいといった意見をいただきました。その際にも、部会長から、区や地域包括支援センターの圏域、全市的なものではなくて、区や、より狭いような圏域にフォーカスした形にはなっていくというやり取りがあったと記憶しております。その上で、計画で具体的にどこまで書けるかという問題があるので、実際の取組については協議会などで話し合いながら実践に移していく形にはなっていくというふうにイメージしております。

ただ、区などの小さな圏域の中での関係機関の中心的な方たちと、法律の専門職の方たちとのつながりをつくっていくということが中心になっていく、実際の取組は、具体的には協議会などを経て実行に移していくようなイメージになっていくと思っております。

あとは、中核機関がコーディネートを行うというのは、地域連携ネットワークのそもそもの国の基本計画の中での表現を使わせていただいているものではあります。ただ、実際にやっていくときに、当然、人手やお金が必要になることは想定されますが、当然、こちらもレベルアップという形で挙げさせていただいておりますので、それに必要な人員や予算は要求させていただく、その中でできることを取り組んでいくということは考えております。

○畠部会長 事務局から説明をいただいた部分はそのとおりで、加えての説明になりますけれども、この点は部会の皆様ともぜひ共有したいイメージというところになってきますが、ネットワークというものと実際に実施する活動を区分けしていくことが前提として必要になると考えています。

地域ケア会議や自立支援協議会など、今、様々な会議体が各区レベルで開催されていますけれども、そういった会議体は、イコール、ネットワークではないという認識です。つまり、そういった会議体を通して顔の見える関係性を本当につくっていけるかどうかが実質的な地域連携ネットワークをつくれるかどうかの鍵になって、会議に集まって顔を見合せながらお互いにコミュニケーション、ディスカッションをしていく中で本当に顔の見える関係性ができるいくと考えております。つまり、集まったからといって、お互いに話さずに帰っていってしまったら、それは実質的なネットワークにはなっていきませから、各区レベルで会議体を立ち上げるということがもちろん必要になるかもしれませんけれども、その会議体は、今、菱谷委員からご発言をいただいたように、無尽蔵に新しいものを立ち上げるべきなのか、そうではなくて、今やっているような地域ケア会議や自立支援協議会と何とかタイアップする形で、会議体自体は増やさずにネットワークをつくっていくような方策が考えられないのか、そこについては、正直、現段階ではまだ未定のところで、今後、知恵を出し合いながら検討していくということが必要になってくると考えております。

ただ、今までどおりやっているからそのとおりやつていればいいかというと、結局、専門職後見人等になっている可能性のある候補者の方もそういったところに参加していただけなければ、新しいネットワーク、つながりは生まれてこないというところもございます。

ここでは、全市的な部会、先ほども協議会として職能団体等を含めいろいろな方々が代表としてお越しいただいていますけれども、各区レベルでそういった方にご参画いただくような形の会議体、コミュニケーションが取れるような場をしっかりとつくっていって、それが結果的に顔の見える関係性としてのネットワークをつくるような仕組み化をしていくということが取組の一手目としては必要になってくるというところです。

行く行くは、そういったものは自立的に動いていくことができれば一番いいのですけれども、初期段階においてはノウハウのあるセンター等に一部コーディネートしていただいてということは必要不可欠になる可能性もあります。ただ、その点に関しては、予算措置がなく、今の体制の中だけで全部プラスでやってくださいということは難しくなってきてしまうということが前提になりますので、そういうことも含めて、向こう6年間でどうやってネットワークをしっかりとつくり上げていくかということが、この取組の非常に重要な視点になってくると思っております。

つまり、自立支援協議会や地域ケアネットワーク、要対協等があるから、そこに誰かが新しく来ればいいかというと、1回こつきり来て話をしてもらっただけでは、何かあったときにあの人相談しようという関係性まではなかなかならないところもございます。でも、地域ケア会議やそれぞの協議会では、既に年間を通してやっている中でかなりの議題が入っておりますから、プラスでそこに乗せることになっても、結局、その会議体の開催が多くなってしまうだけという難しさもあります。ですから、ここは本当に慎重に進めて、計画をつくったら次年度からどんどん動かすというよりは、それを計画していく時期も含めて、向こう6年でしっかりとつくり上げるようなイメージで考えていくことが必要かと考えております。

菱谷委員からご質問いただいた点に対する具体的な回答になっていないことは承知しているのですけれども、今の段階で説明させていただける範囲としてはこういう内容になつてくると考えておりますが、いかがでしょうか。

○菱谷委員 一旦、分かりました。

○畠部会長 ほかにございませんか。

○今川委員 後見支援の会の今川です。

今の取組（1）のところで、文章を読んだときに、関係がよく分からなくなってしまったのです。つまり、冒頭に、地域連携ネットワーク構築の必要性をうたって、次に、そのため、この前にあった会議ですけれども、札幌市成年後見推進協議会を設置していて、「さらに」となっているのです。「さらに」の後の顔の見える関係性や連携ができるつながりの構築というのは、何をつくるという意味でしょうか。

地域連携ネットワークを強化していくという意味なのか、それとも、ほかのものを何かということなのか、この文章からだと分からなかったのです。今、部会長がおっしゃったことは、内容的には非常に共感したのですけれども、この文章からだと、そこがうまく理解できなかつたので、確認です。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） そもそも、地域連携ネットワークを文章で説明することが非常に難しいのですが、中核機関を設置して、協議会を全市的なものとして設置したところで、一旦、全市的なネットワークが構築されたことにはなるのです。ただ、先ほど部会長がおっしゃったように、毎年集まつていただいて、このメンバーでの顔の見える関係性をつくるということもそうですが、実際にご本人様や家族から相談を受ける相談援助職や相談支援機関と後見の候補者になり得る方との関係性をつくることが大切だと思いますので、より本人に近い位置でネットワークをつくっていくという意味のネットワークの強化ということをイメージしているものです。

ただ、そもそも地域連携ネットワークのイメージ自体を説明しづらいところがありますので、「より顔の見える」くらいの表現にさせていただいております。

○今川委員 そうしますと、成年後見推進協議会そのものも地域連携ネットワークの全市版であるということを前提にしながら、今後は、さらにそれを地域レベルでのつながりをつくっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） そのイメージでこれを書いております。

○今川委員 分かりました。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 部会長、よろしいですか。

○畠部会長 そのとおりだと思っています。

その点でいうと、今は部会ですから実際には計画策定のための委員会になりますけれども、さつき開催していた協議会がネットワーク構築のための場づくりというところですね。その場でネットワークをつくっていくのですけれども、さつき審議をさせていただいたように、今後どうやっていけばいいか、広報、周知でどうやって連携ができるかというレベルでのネットワークというか、連携をする場としては非常にやりやすいのですが、個々の区レベルで本当に支援が必要な方がいたときに、このネットワークを使って支援するというのは難しくなってきてしまうということになります。ですから、それを2段落目で、これはできてきたけれども、3段落目で、実質的に個々の市民に対して支援をしていけるような、少なく見ても区レベルでのネットワークをつくっていきましょうというような意味合いになってきます。

もう少し文章表現を変えて分かりやすくできるかなと思いました。

○今川委員 そうですね。せめて、「さらに」が「そこで」になっていれば、今、全市的なレベルではありますよと、そこで、さらに地域の強化という意味で、こういうのをというふうになると、文章としては理解しやすいかなというふうに思いました。

○畠部会長 本当に、3段落目の1行目の終わりの個々の案件について円滑に対応できるようなを先に入れていくほうが、ぱっと見えやすくなってくるかなと。

地域連携ネットワークというのも、広報、周知などの体制づくりのネットワークが全市的なものであって、個々の市民向けの支援のネットワークというのが区レベルのものというようなイメージで考えております。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 別の案件で、資料2-2の(5)の日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援のところで、本当に小さな表現のことですけれども、日常生活自立支援事業は社協でやっていますよね。それは知っている人は知っているのですけれども、これだけ読むと、急に成年後見推進センターと社協の連携を強化と書いてあって、考えれば、そうか、この支援事業は社協がやっているのだとは思うのですが、表現としては、そこに一つ足しておいたほうが、理解が進むのではないかと思いました。

○畠部会長 内容的な部分としては、本当の計画に落とし込むときには、さらに厳しく受け係りをチェックして、分かりやすい文章にしていきたいと思います。

皆様、ほかにご意見がございましたら、ぜひお願いいたします。

○山本委員 札幌弁護士会の山本です。

先ほどの成年後見の協議会でも言った意見ですけれども、資料2-2の(6)後見人となる人材の確保・育成・支援については、市民後見人の推進事業ということで、市民後見人の確保や研修をやっているのですけれども、現実として、申し込まれる方は多くて、実際に登録する方も多いのですけれども、受任に至る件数が多くないのですが、その理由はいろいろあるかなと考えております。サポートする社協の人員体制の問題というところもあって、なかなか人数が増えていかないという問題と、これは家庭裁判所が市民後見に振るべき案件かどうかというところの主に2点があるのかなと思います。

そこで、先ほどの協議会でも申し上げたところではあるのですけれども、まず、市民後見人は2人ペアで受けるというのが札幌市の原則になってますが、例えば、専門職後見人と市民後見人のペアという受け方もあるでしょうし、市民後見人を専門職後見人が監督人としてサポートする形で、市民後見人になる人材の確保をした後、実際に活動しない限り育成は困難なわけですから、育成の機会を図るためにも、裁判所としても、もう少し市民後見人に任せるような案件を増やしていいのではないかというのが私の意見です。

特に、例えば、債務整理や借金だけが問題となっていて、実際は生活上の問題がそんなにないようなケースも、法的な問題があるからということで、弁護士に振られるケースというのは結構あるのです。

ただ、これは、一方で考えてみると、例えば、市民後見人が受けた上で、法テラスに依頼すれば、その法的な問題はクリアできるというものが幾らでもあるかなとも思うのです。何も法律的な問題が少しあったら弁護士後見人、司法書士後見人という考え方ではなくて、もう少し市民後見人を使えるような案件も増えていくのではないかと考えております。

もちろん、裁判所の目から見て、財産調査を細かくしなければいけないので、市民後見の方だけで対応するのは難しいなと思うときには、市民後見人と弁護士の2人ペアで、日頃、会いに行くのは市民後見人の方で、財産調査や法的な部分が終わったら弁護士が抜けるといったリレー方式もあるかなと思いますので、そういう形で市民後見人に確保します。

た上の育成支援という観点で、もう少し積極的に市民後見人を使ったほうがいいのかなというのが私の意見です。

○畠部会長 非常に重要なご指摘かなと思って、聞かせていただきました。

どうしたら、こここの部分の表現に落とし込んでいけるかを考えていく必要があるかなと思います。

他方で、今、ご発言いただいた複数後見人であったり、リレー方式をもっと積極的に活用していくということは、後見人支援としても必要な場面が今後より出てくると思いますので、それは、（7）後見人に対する支援の2段落目の「加えて」のところですけれども、「個人で対応が困難なケースなどに対する法人後見実施団体との連携」というのは、個人で実際に受託したけれども、結構対応が難しくなってきて、個人の専門職後見人で対応していくことが困難なときに、後見人を法人後見のほうに交代していくといったことも想定したものになります。そういうところも含めて、市民後見人の方も広く活躍していただけるというような方策というのはまだまだあり得るかと思いますので、その点、次回に向けて、私も事務局とも少し確認させていただいて、記載方法については検討させていただきたいと思います。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 山本委員からのご意見も含めまして、ここで書き足りない部分もあるのかもしれません、この前段については、今も取り組んでいることなのですけれども、一番最後の2行ぐらいに、実際に活動中の市民後見人の方に対するサポート体制も検討、構築して、その中には先ほど山本委員が言っていたようなものも検討しながら、市民後見人が活躍できる機会を増やしていく、本当に実際に活動しないと、なかなかその辺は育っていないのかなとも思っておりますので、この辺の書きぶりについては、また部会長とも相談させていただきたいと思います。

○畠部会長 今の点について、オブザーバー参加という形になりますけれども、裁判所の立場から、この受任の決定のプロセスで、こういったことも検討してもらえるといいのではないかというところがありましたら、ぜひご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○満田判事 今、山本委員がおっしゃったように、市民後見人に活躍していただく環境整備というのは非常に重要で、裁判所として後見の申立てがあった段階で、一般的に候補者がいない場合というのは多いのですけれども、そのときに、ぜひ市民後見人を選任しようと判断できるだけの材料がないというところに問題はあるかなと思っています。

市民後見人が活躍する一般的な選任しやすい類型としては、先ほど言ったように、リレー方式というのはよくあります、まずは社協などの法人で受任していただいて、そこで、実質的に担当者として今後市民後見人になる人にやっていただいて、その人がある程度できるようになった段階で市民後見人として直接後見人になってもらうと、そういう形でリレー方式をするとか、いろいろあるとは思うので、その辺りも含めて検討いただければと思います。

あわせて、札幌市以外の自治体の取組になりますけれども、市長申立て等の段階で受任者調整の会議をしまして、その段階で後見人候補者としてどういう人がいいのかということを裁判所に対して意見を述べることもあります。例えば、当初の段階では法的課題があるので弁護士の先生をつけていただきて、それが解決した後に、市民後見人へのリレー方式が相当であると考えるですとか、今、山本委員から紹介があったように、一般的には市民後見人でできそうなので市民後見人についてもらいつつ、監督人として弁護士を選任してサポートしていっていただきたいなど、何らかの形で裁判所に候補者を推薦するに当たって意見を言っていただけだと、我々としてもそういうものを踏まえて選任していくということは可能になるかなと思います。

やはり、最初の段階で、市民後見人向けた選任までのプロセスをある程度つくっていただきたほうが我々としてはやりやすいところもありまして、そこは引き続き協議会等で協議させていただければと思っています。

○畠部会長 ご教示いただきて、一筋縄ではいかないというか、全体的にそれぞれ申立てするほうもどういう形で上げていけば、より市民後見人の選任が裁判所として判断しやすくなるかというところもありますし、法人後見等との連携も含めて、私が思っていた以上に慎重に書かないと、何かいろいろ取りこぼしてしまいそうだなという気もしましたけれども、参考にさせていただきながら、次回に向けてもう少し事務局とも詰めさせていただきたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

○菅委員 社会福祉士会の菅です。

主な取組の中の（1）地域連携ネットワークづくりに向けた取組というのは、多分、一番大事なところなのだと思うのです。

私は、この前段階の会議にも参加していたのですけれども、表の中で、地域ネットワークをつくるときに、団体を新しくつくるのか、それともといったときに、多分、既存のチームを利用しながら協力し合いながらやっていって、中核センターのほうの人数が少ないのでないかという意見も各委員から出たと思うのですけれども、そのときに、例えば、今ある既存の事業所や相談事業所の人たちも窓口になってやっていく、たしかそういうような話だったと思うのです。

多分、今、少しずつスタートして、すごく大事なところだと思うのですけれども、先ほど、前の会議のときに、地域包括支援センターの方が一番最後に、地域包括支援センターで相談を受けられればいいのだけれども、今はまだ地域包括支援センターの社会福祉士もそれを受けられるような状態にないから、できるだけサポートしてほしいというような内容のことを言って帰られたと思うのですけれども、私もそうだなと思ったのです。

円滑に機能させ、個々の案件について円滑に対応するためということでしたけれども、たしか先ほどの会議で、チーム化推進・支援の実施内容でも、実際は派遣人数は基本的に2名と言ったけれども、今の業務の中では一つの区で年間1回ぐらいしか参加できないと

いうのが現実だとすれば、では、どういうふうにそれを進めていくのかというのは大事なことなのかなと思います。多分、この地域連携ネットワークがしっかりとうまくいって、中核センターだけではなくて、まずは、一番は障がい者の相談窓口や地域包括支援センターが一時的な相談をきちんと受けられればいいと思うのです。そこが機能していくようになるように支えるために人の力というのは大事だと思うのだけれども、その支援をちゃんとできるのかなというのが、そのところはきちんと組み入れていかなければいけないのでないかと私は思いました。

もう一つは、たしか山本委員が、弁護士会でも、司法書士会でも、いろいろな相談窓口があるのだと、それもネットワークの話をしたときに活用してほしいという話をされていましたけれども、それをどういうふうに活用していくかというのも現実的に取り入れていったほうがいいかなとは思いました。

○畠部会長 当然、個々のレベルアップというのは前提として必要になってくる部分でして、それはちょっと見えづらいのですが、（2）制度周知の広報活動の2段落目に基本的に専門職側のレベルアップに向けた研修というところを入れていますので、一応、合わせ技で対応していくというような計画にはなっているというところです。幾らやっても新しく入ってくる方もおられるので、基本の部分も常にやりながらというところは、そこはぶれない形で向こう6年もやっていくことが必要かなと思います。

皆様、ほかにございませんか。

○今川委員 ここにないのですけれども、中核機関である成年後見推進センターの機能の制度上の法的な一つに、マッチングというのもあったかと思うのです。それで、成年後見推進センターの機能の充実のようなものはこの中には入ってこないのか、そこを確認したいと思います。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 受任調整に関しましては、将来的には視野に入ってくるところではあるのですけれども、今回の計画では予定はしておりません。

ただ、先ほど、次期計画で目指すネットワークの構築みたいな形で、それこそ顔の見える関係という話をしたときに、後見候補者となり得る方との関係性ができると、いわゆる候補者の選定がしやすくなることも期待されたりといったことにつながればいいなと思って、ネットワークの構築というところに力を入れていきたいと考えております。

○畠部会長 受任調整の部分は、国でも一部議論が出ていますけれども、向こう6年といったらあれですが、今の段階でなかなか入れていきづらいなというところと、適切な報酬といったところも国から方針として上がってきていますが、まだ不透明な部分がありますので、現段階で札幌市の計画として入れづらいというところがあります。その点、入れないからやらないというよりは、ちゃんとその間に検討していくという前提で、私個人としては捉えています。

ほかにございませんか。

○山本委員 （7）後見人に対する支援で、これそのものと関連するかはあれなのですけ

れども、やはり当事者団体から、特に弁護士などの専門職後見人に対して、なかなか本人に会いに来ないといった不満がある中で、本当に厳しい違法行為がある場合にだけ裁判所の発動権限が出るというところもあって、微妙だなというところについて、裁判所としてもなかなか介入ができない中でどうしていこうかというときに、一つは中核機関で後見人自身を支援する中で、コミュニケーションがうまくいっていないところのサポートというのもあり得るのではないかという話が弁護士会や裁判所の議論の中で出てきているところであります。

例えば、在宅の方を支えるときに、ネットワークをつくるといつても、弁護士だけだと当然いけないですし、在宅だったらケアマネやヘルパー、場合によっては主治医の方でネットワークをつくるというところも、ネットワークづくりに慣れていらっしゃる方もいるので、個々の案件で医療関係者、福祉関係者、専門職のネットワークをつくった上で、例えば、在宅から施設に入る意思決定のプロセスを後見人が無理やり押しつけるのではなくて、主体的に意思を福祉職の方が酌み取って、それを実現していくのもできるので、こういうネットワークづくりというのもしていくことで不満なども解消されるでしょうし、よりよい本人の意思決定支援につながるかなと思います。ですから、こういったものを、この（7）後見人に対する支援というところで、なかなか関係性がうまくいっていないところにネットワークづくりのサポートをすることも大事かなと考えております。

ある意味、裁判所としてそういうところをやってもらえると、裁判所へのクレームがなくなつていいのかなというのは思います。これはあまりいい話ではないですが、でも、こういうところをやると、より専門職後見人のレベルアップにもなるのかなと考えております。

私の個人的な感覚ですけれども、弁護士というのは福祉的な専門職ではないので、本人の意思を酌み取るというところでは1人ではできないことだと思いますので、そういうネットワークづくりを教えるというところも、この中核機関でやるべきことの一つなのかなと考えております。もちろん、すぐにはできないことかと思いますけれども、ご検討いただければと思います。

○畠部会長 専門職後見人支援というのは、まだ入れていないですね。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 現計画には入っていなくて、この次期計画の中では専門職後見人に対する支援について、情報提供などになつてしまつとは思うのですけれども、検討という部分だけを入れています。

○畠部会長 今、おっしゃっていただいたような部分に関しては、ある意味で、もう一方でアウトリーチ的に、要は、今、山本委員の立場だから言えると思うのですが、私から弁護士の人がこんなふうにやっているというのは言いづらいところがあるのです。ただ、もし这么いったことがあったときに、後見人ご本人は違和感を持っていない可能性が高いわけですよね。ご本人からちょっと困るということになつてこないので、そういうケースに対して誰がどうそこの課題をキャッチしてチーム化を支援していくかという仕組みづくり

というのはかなり難しいなというのは正直感じています。

ただ、今回、先ほどの協議会のほうになりますけれども、チーム化支援の部分で、まず地域包括支援センターや受託の障がい者自立支援事業所のほうからというところがありましたけれども、そういう状況に地域包括支援センター等々がもし関わっていて気づいた点があれば、弁護士などの法律系の後見人の方が福祉的な支援をしていくということが難しいな、チーム化ができないなと考えているときに、チーム化支援を通してそこにアプローチしていくということは、今後、方策としては可能かなと思うのですけれども、それは本当に件数の問題もありますし、どうやってそこにアプローチしていくかという経路の問題もありますので、そういうことも含めて、この（7）の「検討します」といったところにまとめてしまっているというところがあるのです。

繰り返しますが、2029年ですから、来年、再来年ではなくて2029年にここまでなっていないとというのは本当にいろいろあると思いますから、限られた予算ではありますけれども、できる限り市民の方が困らないような状況での体制づくりということは検討させていただければなと思いました。

○山本委員 裁判所から何かあるかなと思うのですが。

○満田判事 いろいろとご議論をいただきて、ありがとうございます。

そもそも、地域連携ネットワークのお話が出ていたのですけれども、裁判所から何か言うということではないのですけれども、私の理解ですと、多分、ここでいう地域連携ネットワークは、いろいろな意味で使われているような気がしまして、全市的に後見制度を広く周知するための連携ネットワークもあれば、やはり最終的には本人にとってよりよい生活ができるような地域の連携したネットワークをつくっていくという、そういう意味もあります。先ほどから聞いていると、チーム支援というのも、まさにその本人の周りの連携のネットワークをどう構築していくかという視点なのかなと思っています。

それで、裁判所として、本来的に一番大事なのは、どういう方が後見人に選任されるのか、それはやはり本人のニーズを行政なり福祉できちんと酌み取っていただいて、こういう人がふさわしいのではないかという形で、裁判所にどういう人の選任がいいのか、それを個々の特定した人とまでいかなくとも、ある程度類型的な属性での情報でも構わないのでも、そういうものをいただいて裁判所が選任し、その選ばれた後見人から、再度、行政なりに行っていただいて、そこで情報共有をしながら必要な支援を皆さんで考えていくというふうなシステムになっていくといいかなと思っています。

先ほどおっしゃったように、確かに、弁護士の先生等は法律的な事項については非常に詳しいところはあるのですけれども、意思決定支援であったり、親族の方とうまくいかないなど、福祉に関して十分な情報を持っていないので、連携が難しくなっているということもあります。

そういう中で、裁判所として解任というところまでいかないときに何か対応できるかというと、なかなか難しいところがあると、それは第1期の基本計画でもうたわれていたよ

うに、福祉の関係での的確な知見を持たないというところもあるので、そういう個々の課題が出てきたときに、その法律専門職なり親族後見人でもいいのですけれども、そういう方がどこに相談に行くか、または、後見人の苦情を本人の家族の人が、ここ窓口に相談できたらいいと、そういう中で地域のその周りの人の連携の中で解決できるような仕組みづくりというのも進めていただけすると非常にありがたいなと考えております。

1から10まで全部つくる必要はなくて、どういうルートでどこに行けばいいかというのをワンストップセンターのように適宜つなぐような、そういうところをつくるだけでも大分違っていくかなと個人的には思っています。

○山本委員 答えにくい部分も答えていただいて、ありがとうございます。

続けさせていただくと、弁護士として後見に関わっていく中で、意思決定支援というのが非常に大事だなと思いつつ、例えば、施設から在宅になったりすると、本人が亡くなってしまったら訴えられるのではないか、あとは、例えば、親族から一緒に食事に行く食事代を出してくれという話が出てきたときに、ほかの親族から文句を言われないかなという守りの姿勢にどうしてもなってしまうところがあるのですよね。

ただ、一方で、意思決定支援ということからすると、お金を出すことで本人がどれだけ幸せなのかなという視点をちゃんとチームで飲み取っていれば、善管注意義務で違法となることもないというのが私の個人の見解でございます。

そういったところで、親族から話が出たときに後見人だけで対応するのではなくて、みんなで聞き取って、それが本人の幸せに必要なのかなという体制づくりをすることが非常に大事なのかなというのが私の個人的な意見でございます。

ただ、弁護士はチームづくりが苦手といったところがありますので、やはり福祉の方々に入っていたいだと、非常に親族の方の意向を飲み取りやすいので、そこは小さなケースからでいいので、つくっていけるといいのかなと思いますので、お願いします。

○畠部会長 それでは、先ほど挙手いただいた岩井委員からお願いします。

○岩井委員 司法書士会の岩井です。

先ほどのお二人のお話にもかぶさるかもしれません、先ほど、札幌市のほうで受任調整のシステムをつくれないかという問題で、これがとても難しいというのは現実的に私もよく分かるのです。

つまり、この190万人都市の中で、札幌市が一手に受任調整を扱うと、それは難しいでしょう。であるならば、これは極論ですが、まさに、今、話をしているのが地域連携ネットワークで、札幌市は10区に分かれていると、さらにまたそれを、ある程度地域性を持って、まずは区単位で部署を全区に置いてみると。そして、その中で、地域にいる専門職や、いろいろな職の人に集まつていただいて、この地域に、例えば、南区でいえば、この地域のこの人については、こういう人がいいだろうなというような受任調整的なものをして家裁に上げるという、そういうようなきめ細かいやり方をしていかなければ、地域連携というのはなかなか難しいのではないかと私は思っているのです。

今、ここに集まっている皆さんも、地域連携ではなくて、これは職種連携ですよ。いろいろな職種の人が集まって話をしているだけで、本当の地域の人たちはどうなのだという、その部分を酌み上げてやるために、その地域ごとにある程度その地域の特性を生かすと。

そして、地域には専門職だけではなくて、その世話人や世話役的な人というの結構いるのです。そういう人たちも交えて、この人ならばこういう人だから、こういうような人がいいだろうというような意見も聞いて、一番ふさわしい人を受任者に上げていけるようなシステムをつくって、その地域が連携し合って初めて地域連携になるのではないかと私は個人的に思っているものですから、もう少し細かい連携的な部分を考えていただいたほうがありがたいなというふうに個人的には思っております。

○畠部会長 正直、おっしゃっていただいている部分は本当によく分かります。

センターとしても、今、中央に1か所ということになっていますけれども、札幌市の規模からすると、かなり心もとないというところがありますので、本来的にはそういったところを目指していくべきだなというところで、自分で声が小さくなっていくのを自覚しておりますけれども、ご意見としていただいておきたいと思います。

皆様、ほかにございませんか。

○南方委員 行政書士会です。

計画の全体的な書きぶりで検討をお願いします。

今のこの案では、制度につながるという書き方と、制度につなげるという書き方を適宜使われているのですけれども、これから長期にわたる計画ですので、なるべくつなげるという能動的な書きぶりもしていただいて、市民の方の期待に応えるような計画にしていただきたいというのが印象でございます。

○畠部会長 私は、目からうろこのところもあって、本人たちが早い段階でむしろ主体的な意味合いでつながるという、本人たちの能動性としてつながるという意味合いで考えていた部分もあったのです。ただ、認知症等が進んだ場合には、専門職側から積極的につなげるというような周りが能動的になるべき場面というのもあるかなというところで、どっちのほうが今後2029年を見据えたときに望ましいのかというのは慎重に考えさせていただければなと思いました。

それぞれ、かなりご意見をいただいているけれども、皆様より資料2-3の計画の指標については、特段、ご意見をいただいている状況になっております。

本体の計画のほうが各取組に対して1指標となっておりますので、こちらの5についても、一つの指標でといったところで、今回、提案のほうをさせていただいている状況でございます。前回までは単独の計画といったところでしたので、資料2-1でお示しさせていただいたとおり複数の指標を設定して確認してきたというところがございますが、皆様、こちらは2029年度に向けて、利用促進の認知度といった指標設定というところでよろしいでしょうか。

○今川委員 すごく言いにくくて、言わないでいたのですけれども、施策が利用促進なのに指標が認知度というのは、認知度と実施度は関連があるというお話もありましたけれども、少し後ろ向きな指標かなという印象を個人的には持ちました。

ただ、何がいいのかと考えて、対案がなかなか浮かばなくて、これがいいのかどうかは分からぬのですけれども、例えば、アンケートの中で、ご自身あるいはご家族の中で後見制度を利用した人はいますかというふうな調査を加えて、数字ではどうなのか、ただ、今まで一度も聞いたことのない指標ですから、リスクが大きいからかなとは思って、だから、これは仕方がないのかなと思いながらも、若干残念な感じを持ったので、一応発言だけしておきますという感じです。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 制度として指標を非常に設定しづらいところはございました。

実際に、ネットワークを構築したりして速やかな利用につながれば、必要な人が利用につながるということはあるのですけれども、実際に認知症の方が何人いらっしゃって、実際に必要な方が何人いらっしゃるというところが、何しろ国でもはっきりしていない、市でもはっきりしていないというところがありますので、実際、その中で何%を目指していくましょうとか、今言われたみたいに、利用された方が何人いたというアンケートにつなげるというところが、ちょっと一段飛ばしな感じがしてしまう部分がございます。認知度を上げるというのは、単純に名前を知っているだけではなくて、制度の内容まで知っているということで、我々が広報活動をやっていくものは単純に一般の方に対して認知度を上げるだけではなくて、実際に相談を受ける専門の方にも研修などを行って、そういった相談を受けたときに必要な方を制度につなげるようなことも含めて広報活動をやって、認知度を上げていきましょうという取組でしたので、一応、この認知度というものを、この施策を代表する成果の指標として設定をさせていただきたいなと思って、挙げさせていただいておりました。

○畠部会長 白戸副部会長も含めて事前に確認させていただいていたところもあって、センターに対する相談件数等も検討の対象にはあったのですけれども、ただ、いろいろなところでいろいろ相談を受けられることがいいというところで、センターに対する相談件数だけではないのではないかというような検討もありました。

ただ、皆さん、先ほどの資料2-2でご覧いただいたとおり、かなり多くの取組をやっていく中で、認知度だけで集約する形での成果指標でいいのかというところも違和感としては、正直、一部あるかなというところです。例えば、（2）でいったら、さっき菅委員からご指摘をいただいたときに、専門職側のレベルアップとありましたけれども、1段落目は市民向けの認知度に関わってくる部分で、2段落目のところでの専門職のレベルアップといったことに関してはどうなのか、ネットワークの構築状況を指標化して図っていくというのは厳しさはありますけれども、そういったところで、本体自体は一つに対して1指標ですけれども、もともと独自でやっていた部分もあるので、もう少し検討して

もいいのではないかというところは事務局とも話をさせていただいていた部分です。

ほかに、可能性として設定し得る指標というのは、何かご検討をいただいている部分はありますでしょうか。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 本体の計画では、活動指標的なものではなくて、成果指標的なものを挙げましょうということはひとつあるのですけれども、その中でいうと、この成年後見の取組の中では成果指標的なものをもう一つ設定というのは、なかなか難しいと感じておりました。

それで、その中でこれだけの取組があるのだからということで、例えば、成果指標一つに対して活動指標的なものを一つ設定するということをやるのであれば、前回の計画でも挙げた研修の受講人数という部分はひとつ考えられるのかなと思います。

ただ、本体の計画の指標全体で成果指標に対してそれぞれ活動指標的なものを設定できるかどうかについては、まだ検討していないのですが、難しいものもあるのかもしれないなというふうには感じております。

○畠部会長 その点でいうと、先ほど山本委員からもご発言があった、例えば、市民後見人のところの受託件数も、今、かなり少ない部分がありますから、そこを増やしていくというところでいったら一つの指標として成り得る可能性もあります。ただ、本体との整合性といったところも政令市としての計画として出していく部分になりますので、それも全く無視して独自につくるというわけにもいかないというところもありますから、次回、最後になりますけれども、もう少し調整をした上で、そこは説明させていただければなと思います。

ほかにございませんか。

○山本委員 指標でいうと、ひとつ考えられるのは、成年後見を申し立てるときに、申立事情説明書という資料があって、その中に親族後見人などが、地域包括支援センターなど、どういう関係機関に相談したかみたいなチェック項目がたしかあったはずなのです。そこで、そういうチェックが入っているかどうのが一つあるのかなと思います。もちろん、これは裁判所に統計を出してもらわなければいけないので、多分、裁判所にとってはちょっと重いかなと思うのですけれども、ただ、実際に申立てに至っているときに、広報でその存在を知らされているかというのが、多分、因果関係を立証する観点では大事だと思うのですよね。

単に弁護士が勧めたから後見人になったのだと、この取組との因果関係はないですし、件数の増加だけが、また、高齢化の因果関係かもしれないで、やはり広報がどれだけ制度利用につながったかというところだと、裁判所の資料の統計も指標として使えるのかなと。ただ、これは裁判所の協力が必要ですから、一概には言えないところではございます。

○満田判事 現時点でどこまで協力できるかというのは分からぬのですが、例えば、市長申立てというのはあるので、その件数ですか、相談した方の中で実際にどういう形で事後のフォローをしているのかという問題はあるのですけれども、例えば、相談したいとい

う相談があったときに、場合によっては、市のほうで事後的に最終的に申立てまで行ったかどうかとかをやっているのか、その一回こっきりで終わっているのかは分からないですけれども、そういうところも含めて検討の余地はないのかなというのは思いました。

裁判所としてどこまで統計的に協力できるかというのはあるのですけれども、むしろ全体の相談から申立てにつながったところを見るのであれば、市で把握している情報を一つの指標にするというのはあるかなと思うのですけれども、いかがですか。特に、市長申立ての件数はある程度客観的に把握されているかなというふうには思っております。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 市長申立てに限った話ではなくて、全体の成年後見の相談を受けた上で申請に至ったという話ですので、それは地域包括支援センターや相談支援事業所だけではなくて、ケアマネであったり、医療ソーシャルワーカーであったり、施設の方に対して、先ほど協議会の中で言いましたけれども、センターで研修を行って、そういう人たちの知識を増やしていく、そういう人たちも相談を受けられるように、その人たちに相談して申請につながったよということをよしとするのであれば、その人たちから、本人情報シートに相談をした上で申請に至ったよということが統計できるかどうかの話になると思うのですよね。

だから、市長申立てや地域包括支援センターに限った話であるということではないです。

○満田判事 裁判所のほうでどのような状況になっているかというのはあるのですけれども、ただ、その相談した結果、裁判所に申立てが来たかどうかを正確に取れるかという問題はあるかなという気はしています。というのと、日々の監督等の業務もあるので、どこまでご協力できるかというのはあるので、むしろ、相談に来た後、実際にどういう支援までしているのかというのは、私としては分からぬのですけれども、市として、単に相談に来た人に対して、後見制度がありますから申し立ててくださいで終わるのか、申立書の作成まで、どういう形で支援をしているのかは分からぬのですけれども、その辺りで何か工夫できるものもあるのかなという気はしております。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 市として受けたものだけではなくて、ケアマネとかソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーを含めての相談件数を指標とするというのであれば、我々としては持っているものだけでは統計が難しいので、その中で、家庭裁判所が持っているものを使えるかということでございます。

○畠部会長 ほかにございませんか。

○岩井委員 ご存じだと思いますけれども、今日は家庭裁判所が来ているので申し上げたいのですが、基本的には、後見の申立てというのは、まず、一番大前提になっているのは診断書ですよね。それから、本人情報シート、その他、情報があればそれをつけるということで、やはり診断書というのは、我々申立てに関わるほうからも、すごく重要視されているのではないのかなというふうに考えております。

ただ、やはり、あくまでもお医者さんがその場で診て判断してチェックするということですから、本当の意味での本人の状況がどうなのかというのは、もっともっと本人情報シ

ートのようなものや、ほかの様々なものがあつてこそ、裁判所もある程度的確な判断ができるのではないかと。それを、市民に直ちにやっても難しいだろうから、まずは市長申立てなど、行政がやるところから少しづつ情報をある程度集めた形で裁判所のほうに提出するという、そういうものをつくり上げていけば、だんだんそれを皆さん見習うと思うのです。家裁につける添付書類という法定の添付書類があるわけではないものですから、そういうような習慣をつくり上げていくのも大事なのではないかなという気がしております。もし可能であれば、そういう部分を検討していただければなと思います。

○畠部会長 議論が白熱している部分もありますけれども、指標に関しては指標としての適切性と指標を取り得るかという問題と両面を考えなければいけないと思っております。

適切性については、違和感がある話が出ているとは思っておりませんけれども、やはりそれを取り得るかというところ、裁判所のほうでそのデータがあるとしても、統計的に集約できる形でデータ上に入力しているかというのは全く別の話だと思いますし、市でも集約しているものの、データとしての入力状況というのは別途あるだろうなというところと、今取っているデータではない形でアンケート等々やっていかないと集約できないデータというのも出てくることになりますので、本当にこの計画を今年度中にとにかくつくってというところになってくると、どこまで入れられるかということと、繰り返しになりますけれども、全市としての計画としての整合性を踏まえながらということになりますので、もし本当に向こう6年で必要になってきた場合には、計画としての指標に入っていないけれども、一度、何とかいろいろな方にご協力をいただきて、この数値を確保、確認していくみようというようなことが絶対できないわけではないかなとも思っております。

取りあえず、まずはこの計画としての指標をどこに置くかというところを集中的に次回決定させていただき、今後、向こう6年計画を回していく中で、どうしても確認しなければならないという事案が出てきたら、ぜひこういった全市的な職域としてのネットワークというのを活用させていただきながら取り組んでいくというところで検討させていただければなと思いました。

会長としていただぐ形になりますけれども、指標については、そういった形で事務局と私のほうで検討させていただければと思います。

お時間も大分来ておりますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

白戸副部会長、いかがでしょうか。

○白戸副部会長 やはり、この利用促進の全体を見ますと、（1）の連携ネットワークと（3）の制度利用につながる相談支援・体制整備というのがつながっていますよね。地域の様々な相談支援機関というものが早期に発見して利用につなげていく、そのためには地域の身近なところでの相談体制も充実してくるということで、ですから、このところを何かこう見えるような形で示さないかということですが、（1）の注の相談支援機関のところには、地域の身近な相談窓口、例示とすれば、地域包括支援センターとか、障がい者相談支援事業所があるのです。

ただ、私は、身近な相談窓口というのをもう少し具体的に例示したらどうかと思うのです。例えば、（3）の制度利用につながるところでは、最後に地域の身近な生活、地域の関係者が一体となって相談を受けて利用につなげていくということがありますから、それで、私が、今、地域の身近な相談窓口となったときに、ここに紙谷委員がいらっしゃいますけれども、札幌市に2,800人を超える民生委員・児童委員が地域で活動しています。たしか、市役所から70歳以上の高齢者名簿をいただきて、巡回して訪問して生活の安否を確認しているのですね。その中で、いろいろな課題があつたり、相談を受ければ、市役所に報告をするのです。ただ、区民協の例会の中では、担当地区の地域包括支援センターの方が来て、いろいろと、情報相談などをしてくれという要請もされているのです。ですから、私は、こういう地域の身近な相談体制をちゃんと生かしていくということであれば、むしろ紙谷委員のほうで異論がなければ、民生委員・児童委員活動で何か触れるようなことがあると、地域で支えていく、発見してつなげるというイメージが湧いてくるのではないかかなと思いました。

いかがでしょうか。

○紙谷委員 先ほどもいろいろとお話が出ていましたけれども、やはり一番の根幹は、私たちがいち早く寄り添う形で、困ったときには私たちにまずは相談をしてくださいというのが、まずは第一義なのです。

そこで、先ほどもお話に出ておりましたけれども、やはり成年後見制度を使うにもしても、一番最初に相談に来るのが私たちのところなのです。そこから、今、地域包括支援センターのほうではよく分からんとは言っていましたけれども、財産の管理は社協なのですね。社協にまず相談をするということが私たちの手法としてはあるのです。

でも、地域包括支援センターと私たちとは関わりが切るに切れない形です。今は認知症のほうがどんどんどんどん増えていますし、独り暮らしの財産をある程度持っている方は非常に不安を抱えております。

そこで、最近も二、三件ありましたが、やはりその方たちの親族というのは全く無縁になっているというのと、本人がだんだん弱ってきているというのを親族の方が知って、今まで本当に無縁だった方が入ってきて、結構、お金を引き出す理由をいろいろと考えているというところがあって、私たちも、今、そのほうに関わっている部分があるのです。これが大きくなると大変なことになるので、まず社協と相談しましょうという形が、今、どんどん出てきている状況でございます。

ですから、やはり一番先に相談してくるのが私たちのほうですので、私たちのほうでは、今、成年後見制度の講師をお願いいたしまして、研修をする予定ではあります。これは札幌市全体なのですが、そこでやる計画でありますので、皆さんに少しでも成年後見制度の内容を知っていただいて、それでアドバイスがある程度できるようになればいいのかなと思っています。

○畠部会長 まさに、（3）の部分ですね。つながるの部分の入り口のところをどういう

ふうに捉えていくかというところで、重要なご指摘をいただいたかと思います。

全部、その役割をお願いするというような受け止めになってしまふということを懸念しておりますので、そこも気をつけながら、ただ、こここの入り口の部分をしっかりとつなげられるような形で検討させていただければと思いました。

それでは、お時間も来ておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畠部会長 本日の議題としては、こちら1点となりますから、以上にさせていただけたいなと思います。

#### 4. その他

○畠部会長 それでは、最後に、その他になりますけれども、事務局から何かご報告はござりますでしょうか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 皆様、本当に、長時間にわたりましてのご議論、いろいろ貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

事務局からは、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきたいと思います。

何度かお話に出ていますように、現在、同時進行で地域福祉社会計画の審議会も開催をしております。最終的には、今回の本部会での審議事項を次回の審議会で報告をした上で全体の計画案の作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今回、いろいろご意見もいただきましたので、今回いただいたご意見を踏まえて、再度、計画案等をお示しすることになります。

こちらにつきましては、日程だけお知らせをさせていただいていると思いますけれども、来月、9月14日に次回の部会を開催させていただきたいと思っております。

ここで、計画案を再度お示しさせていただきたいと思いますので、ご承知おきをいただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

○畠部会長 改めて、時間が来ておりますが、全体を通して、皆様、何かご意見、ご質問、ご確認はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

#### 5. 閉会

○畠部会長 それでは、本日、本当に長時間にわたりまして、いろいろなご意見を聞いて、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回権利擁護部会を閉会いたします。

以上